

もっと安全に
もっと暮らしやすくするための

住まいづくりを お手伝いします！

区には、住宅に対するさまざまな助成制度があります。

耐震

地震に負けない家づくりをお手伝いします

☎建築課耐震化促進係 ☎5722-9490、☎5722-9597

国の地震調査委員会では、マグニチュード7クラスの首都直下地震が今後30年以内に70%程度の確率で発生するとの見解が示されています。住まいの耐震化を行い、大地震に備えましょう。

区は、旧耐震基準の建物に耐震助成制度を設けています。要件など詳細は、区☎(コード①)をご覧ください。お問い合わせください。



対象

昭和56年
5月31日以前に
建てられた
旧耐震基準
の建物

対象	助成内容				
	耐震診断	耐震設計	耐震改修	除却・建て替え	アドバイザー派遣
木造住宅	診断費用の60%	設計費用の50% (上限20万円)	改修費用の80% (上限150万円)	除却費用の50% (上限50万円)	無料
非木造住宅	診断費用の50% (上限60万円)	設計費用の50% (上限60万円)	改修費用の1/3 (上限300万円)	全額助成	全額助成
分譲マンション (※1)	診断費用の2/3 (上限200万円)	設計費用の2/3 (上限200万円)	改修費用の2/3 (上限1,500万円)		
特定既存耐震 不適格建築物(※2)	診断費用の50% (上限200万円)	設計費用の50% (上限200万円)	改修費用の1/3 (上限1,500万円)		
一般緊急輸送道路 沿道建築物(※3)	診断費用の2/3 (上限200万円)	設計費用の2/3 (上限200万円)	改修費用の2/3 (上限1,500万円)		
特定緊急輸送道路 沿道建築物		設計費用の 約1/3~5/6	改修費用の 約1/3~5/6	除却・建て替え費用の 約1/3	

※1延べ面積1,000㎡以上かつ地上3階建て以上
※2耐震改修促進法で定める多数が利用する建築物
※3都耐震改修促進計画で定める指定道路の沿道建築物のうち、原則延べ面積1,000㎡以上かつ地上3階建て以上で、道路幅員のおおむね1/2を超える高さの建築物

対象	助成内容
ブロック塀	除却費用の50% (上限20万円かつ 9,000円/㎡) 建て替え費用の50% (上限40万円かつ 18,000円/㎡) 確認申請費15万円を 加算
がけ・擁壁	改修費用の50% (上限100万円)
☎耐震シェルター 設置	全額助成 (上限30万円) ☎65歳以上の世帯の 木造住宅

※いずれも要件あり

改修

住まいのリフォームをお手伝いします

☎住宅課居住支援係 ☎5722-9878、☎5722-9325

住宅リフォーム資金助成

区内業者による自宅のリフォーム工事費用を、一部助成します。工事開始1週間前までに申請が必要です。申請方法など詳細は、区☎(コード②)をご覧ください。お問い合わせください。



要件

次の①~⑥全てを満たす区内の居住用住宅(専有部分のみ)のリフォーム工事(浴室・トイレ・台所などの改修、床・壁紙の張り替え、屋根・外壁の塗装ほか)

*分譲マンションや区分登記された住宅の共用部分(屋根・外壁など)は対象外

①平成30年4月1日以降に、住宅リフォーム資金助成を受けていない

*平成30年4月1日以降に助成を受けたかたも再申請できる場合あり

②住民税の滞納がない

③区内業者が施工する

④工事の開始前である

⑤工事費用が20万円以上(税抜き)

⑥令和6年3月31日までに工事と支払いが完了している

助成額 工事費用の10%(上限10万円。予算に達し次第終了)

住宅修築資金融資あっせん

区内に所有または居住する住宅の修繕・増改築資金が必要なたに、信用金庫の融資をあっせんします。工事開始前に申請が必要です。申請方法など詳細は、区☎(コード③)をご覧ください。お問い合わせください。



要件

次の①~④全てを満たす区内在住者

①居住用住宅の修繕・増改築を行う

②融資を受ける資金の返済能力がある

③住民税の滞納がない

④目黒区住宅修築資金融資を受けた場合は、その返還が終了している

融資限度額 700万円(工事見積金額の範囲内)

返済期間 5年以内(融資額により最長10年以内)

利率 年利1.8%(固定)

共同住宅の管理組合などを対象とした融資あっせんもあります

住宅増改修相談

住宅のリフォームに関する相談を、区内建築関連業者で構成する目黒区住宅リフォーム協会が、無料でお受けします(コード④)。

希望者は当日会場へ。

☎毎月第2・4金曜日10:00~16:00

☎総合庁舎本館1階西口ロビー



緑化

みどりのある暮らし をお手伝いします

☎みどり土木政策課みどりの係 ☎5722-9355、☎3792-2112

接道部緑化助成

☎敷地面積500㎡未満の土地で、道路に面した場所(道路幅員4m以上)に中高木、または生け垣を主体として延長1m以上を新たに緑化

※既存樹木の植え替えは対象外

※その他の要件あり

上限額 最大40万円

内容

- 新植栽=2,000~27,000円/本(樹高による)
- 植栽基盤工事=3,000~20,000円/㎡(奥行きによる)
- ※縁石がある場合は5,000円/㎡追加
- 既存樹木(1.5m以上の樹木)の移植=5,000~15,000円/本(幹周りの長さによる)
- 堀撤去(植栽基盤工事の部分)=9,000円/㎡



屋上緑化助成

☎建築物の屋上に1㎡以上を新たに緑化

※容量が100ℓ未満のプランターなどの植栽は対象外

※上空から見える部分の緑地が対象(軒・ひさしなどの下は対象外)

※その他の要件あり

上限額 壁面緑化と併用で70万円

内容

- 新植栽=20,000~30,000円/㎡(土の厚さによる)
- 既存樹木の移植=1,000~10,000円/本(樹高・幹周りの長さによる)
- 縁石設置=1,000円/㎡
- 自動かん水装置設置=2,000円/㎡



壁面緑化助成

☎建築物の壁面に最低1㎡以上で高さ2m以上を新たに緑化し、外壁から50cm以内に植栽

※その他の要件あり

上限額 屋上緑化と併用で70万円

内容

- 新植栽=2,000~20,000円/㎡(施工方法による)
- 縁石設置=5,000円/㎡
- 補助器具設置=2,500円/㎡
- 自動かん水装置設置=2,000円/㎡



介護

介護に必要な環境づくりをお手伝いします

☎介護保険課介護保険給付係 ☎5722-9847、☎5722-9716

介護保険の要支援・要介護に認定されたかたは、自宅での生活環境を整えるために、住宅改修費や福祉用具購入費の一部支給、福祉用具の貸与サービスを受けることができます。希望される場合は、ケアマネジャーや地域包括支援センターへご相談ください。詳細は区☎(コード⑥)をご覧ください。



対象

介護保険の
要支援・要介護に
認定され、
自宅で生活して
いるかた

住宅改修(事前申請が必要)

自宅で生活が続けられるよう、住宅改修費の一部を支給します。

対象	手すりの取り付け、段差の解消、床材変更(滑り防止など)、扉・洋式便器等への取り替えほか ※老朽化対策工事は対象外
----	-------------------------------------------------------------

自己負担額 費用や介護保険負担割合により異なる(上限あり)

提出書類 事前申請書類、完了報告書類

福祉用具購入

日常生活の自立を助けるための福祉用具費用の一部を支給します。

対象	腰掛け便座、自動排せつ処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具部分、排せつ予測支援機器 ※原則、同じ用途・性能の用具の複数購入や、同一種類の再購入は対象外 ※都道府県指定の福祉用具販売事業者から購入
----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

自己負担額 費用や介護保険負担割合により異なる(上限あり)

提出書類 福祉用具購入費支給申請書類(購入後)

福祉用具貸与

利用者とケアマネジャーで決めるケアプランに基づいて貸与します。

自己負担額 レンタル費の1~3割(介護保険負担割合)

提出書類 なし(要支援1・2、要介護1は貸与確認依頼兼確認書が必要
な場合あり)

対象 手すり、スロープ、歩行者、歩行補助つえ

(以下は原則、要介護2~5のかたが対象)
車椅子・特殊寝台(付属品を含む)、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人はいかい感知機器、移動用リフト(つり具を除く)、自動排せつ処理装置(要介護4・5のみ)

省エネ

エコな暮らしをお手伝いします

☎環境保全課温暖化対策係 ☎5722-9034、☎5722-9401

予定している助成対象設備

- 太陽光発電システム
- 家庭用燃料電池システム(エネファーム)
- 家庭用蓄電システム
- CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)
- ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器(ハイブリッド給湯器)
- 自然循環式太陽熱温水器・強制循環式ソーラー・システム
- HEMS(家庭用エネルギー管理システム)
- マンション共有部LED照明
- エコ住宅(ZEH、東京ゼロエミ住宅)

環境負荷の少ないエネルギー利用を促進するため、再生可能エネルギー設備などを自宅に設置するかたへ、経費の一部を助成します。受け付けは6月からの予定です。詳細は6月に、区報または区☎でお知らせします。